

第2期東三河広域連合障害者活躍推進計画

機関名	東三河広域連合
任命権者	東三河広域連合長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
東三河広域連合における障害者雇用に関する問題	地方公共団体における障害者雇用率は、令和7年4月1日時点では2.8%であるが、令和8年7月1日以降、3.0%に引き上げることとされており、本広域連合においても、障害者雇用の推進が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。 （評価方法） 毎年度、採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、総務課総務グループを障害者である職員の相談窓口とする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該専任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により、従来業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、所属で行う人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する ・自力で通勤できることといった条件を設定する ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する

4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
--------	---